

八戸市バスケットボール協会 U12 部会規約

第1章 総則

第1条 本部会は、八戸市バスケットボール協会 U12 部会と称す。

第2条 本部会は、八戸市のミニバスケットボール競技団体を総括するもので、教育的な配慮のもと、ミニバスケットボールの健全な普及および発展、バスケットボール技術の向上および競技団体相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)ミニバスケットボール大会の開催
- (2)各種講習会の開催
- (3)その他、本部会の目的達成に必要な事業を行う

第4条 本部会は、本部会に加盟したチーム(以下「加盟チーム」という)および賛助会員による理事をもって組織する。

第2章 役員

第5条 本部会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事長(事務局長)1名

第6条 部会長は総会において推挙し、本部会を総括代表する。

副会長は、部会長が指名し、会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代行する。

第7条1 県ミニバスケットボール協会 U12 部会理事、八戸市バスケットボール協会 U12 部会理事は、総会の決議により部会長が委嘱する。

2 目的を達成するため常設の専門部会をおく。また必要に応じて特別部会をおくことができる。各専門部会の部長および部員は会長が委嘱する。常設の部は次の通りにする。

総務部 指導・育成部 競技部 審判部 システム・式典部

第8条1 会長は、本部会およびバスケットボール界の功労者のうちから、総会の決議により顧問、参与を委嘱することができる。

2 顧問・参与は、本部会の重要事項について会長の諮問に応じ、また総会に出席し意見を述べることができる。

第9条1 理事は、原則として各加盟チームより1名以上推薦する。

2 理事は、加盟チームを代表して本部会の総会に出席し、その議決権を行使する。

3 理事は、部会からの大会運営や会場設営の係として協力する。

第10条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。補充された役員任期は前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。また、役員は任期満了であっても後任者が選任されるまでは職務を行うものとする。

第3章 会議

第11条 総会は本部会の議決機関であって、総会に付議されるべき事項は次の通りである。

- (1)事業計画 (2)役員選出 (3)規約の改正 (4)その他の重要事項

第12条 本部会の定時総会は、毎年4月に会長が招集する。常任理事会がその必要を求めたときは臨時総会を開かなければならない。

第13条 大会の事前打ち合わせ、組み合わせ抽選などのために監督会議を行う。また、必要に応じて審判講習会を行う。

第14条 総会の議事は出席理事の過半数で決め、可否同数の時は議長がこれを決める。

第15条 常任理事会は、会長、副会長、事務局、各部の部長、会長指名の常任理事によって構成する。また会長は必要に応じ、各部副部長まで招集する拡大常任理事会を招集できる。

第16条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。また常任理事の3分の1以上が会議の目的を示して理事会開催を要求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第17条 常任理事会の議事は出席理事の過半数で決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第4章 経理

第18条 本部会の経費については、下記の項目をもって支弁する。

(1)各大会参加費 1チーム 6,000円

(2)八戸市バスケットボール協会よりの補助金

(3)青森県バスケットボール協会からの補助金

(4)本部会運営費 1チーム 1,000円

第19条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第20条 会計年度の余剰金があるときには、翌年度に繰り越す。

第21条 年度末に会計の報告をする。

第5章 規約の改正

第22条 本規約の条項は、総会において3分の2以上の同意があれば変更することができる。

(付則)

附則1 本規約は、令和3年4月30日より施行する。

附則2 令和5年4月29日より施行する。

附則3 令和6年4月27日より施行する。